

令和4年度 予算編成方針

令和3年10月 小海町

1. 国、県の経済状況と予算編成の動向

内閣府が公表した10月の月例経済報告によると、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きが続いているものの、そのテンポが弱まっている。」とし、先行きについては、「感染対策を徹底し、ワクチン接種を促進する中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、サプライチェーンを通じた影響による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」としている。

政府は、東日本大震災からの復興・創生、激甚化・頻発する災害への対応に取り組むとともに、デフレからの脱却に向けて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、成長戦略の推進に努める。さらに様々な課題に切れ目なく対応し、新型コロナウイルス対応に万全を期すとともに、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」による「新しい資本主義」を起動させ、国民の安全・安心を確保するため、新たな経済対策を策定する。その間も、新型コロナウイルスの感染状況や、企業や暮らしに与える影響には十分に目配りを行い、必要な対策は、予備費などを活用して柔軟に行うとした。

長野県経済は、「新型コロナウイルス感染症の影響により、一部弱さがあるものの、持ち直しつつある」としている。

また、長野県が公表した「令和4年度当初予算編成方針」によると「しあわせ信州創造プラン2.0の総仕上げ」と「新時代の行政経営への転換と財政構造改革」に取り組むとし、県の動向についても留意する必要がある。

2. 小海町の財政状況

歳入面では、令和2年度決算で、地方交付税（臨財債含む）が34.0%、町税が10.6%、国・県支出金が24.9%となっている。総務省は、地方交付税については、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとし、17.5兆円を要求するとともに、交付税率の引上げを事項要求した。令和3年度と比較すると623億円の増となる見込み。本町は地方交付税の動向が町財政に大きく影響しており、令和3年度と同水準を確保するとはいえ、新型コロナウイルス感染症の影響で町税収入の落ち込みが見込まれるため、不足分については起債や基金繰入への依存が高まる。

歳出面では、大きな事業として、宅地造成等整備事業、温泉施設大規模改修事業、道路改良、橋梁長寿命化改修事業等を予定している。引き続き公共施設等の維持保全に適切に対応していかなければならないなど、歳出の増加傾向が続く見込みである。

また、今後も新型コロナウイルス感染症の影響により更に厳しい財政状況が続くと予想されることから、職員一人ひとりが認識し、財源不足の解消に向けて積極的に取り組む必要があるとともに「小海町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度改正）」と「第6次小海町長期振興計画（前期計画）」を密接に連携させ施策を展開していくことが重要となっている。

3. 予算編成の基本方針

令和4年度の予算編成については、令和4年3月25日小海町長の任期満了を踏まえ「骨格予算」とし、「新たな日常」への適応を見据え、以下の基本方針により編成する。なお、投資的事業は、6月定例会（予定）で補正、訂正するので、事業実施には十分留意すること。

- (1) 町民のニーズ・視点に立ち「選択と集中」により真に必要な事業を重点的に実施する。
町民・地域の要望を的確に把握し、町民の視点に立った施策を作成し、町民・地域の生活・福祉の向上に向け真に必要な施策(事業)をより積極的に予算化する。

「第6次長期振興計画（前期計画）」ローリングにおいて、令和4年度計画に記載のない事業については予算要求を認めない。

(2) 行財政のスリム化と経費の節減等により安定した財政を目指す。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、町税収入が減少するなど歳入予算の大幅な減少が見込まれることから、事業の優先順位付けを行い、実施時期の見直しや、事業の廃止、縮小などすべての事務・事業について、課内で費用対効果を検証し、経費の徹底した節減、既に初期の目的を達成した事業や情勢の変化等により事業推進の必要性が薄れているものについては廃止するなど、徹底した見直しを図ること。

(3) 「第6次長期振興計画（前期計画）」、「小海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を基本に着実にかつ効率的な事業の実施を目指す。

計画に沿い予算を編成し、「最小の経費で最大の効果」を挙げるよう努める。また新型コロナウイルスの感染拡大を契機として、「新たな日常」への適応が求められるなど、社会の仕組みそのものが大きく変わる転換期にある。その中で移住への支援、新しい観光スタイルの構築等、ウイズコロナ・アフターコロナを見据えた地方創生のまちづくりを進めるための取組について検討する。なお、事業計画時は、国・県補助制度など調査・研究し、財源確保に積極的に努める。

(4) 住民負担の公平性に努める。

受益者が限定される事業は、応分の受益者負担を原則として制度化し、個人給付事業は、事業化や現物給付への移行などを検討すると共に、町民の平等意識を重視し慎重な対応で臨む。

(5) 事業によっては、農業協同組合・森林組合・商工会・社会福祉協議会等関係団体と十分に協議し予算計上すること。

(6) 予算査定の実施

各事業予算については、年間を通して予測されるすべての収入・支出を確実に見込むこと。予算要求書により各課・係とのヒアリングを実施し、事業毎にその必要性、費用対効果、町民の要望度、他事業との比較検討結果などについて協議する。これにより事業毎の査定を行い、さらに必要な場合は総額査定も有り得る。

また、補正予算の財源確保に努めるが、原則として制度改正など必要最小限のものに限定する。なお、十分な留保財源が見込めないなかでは、補正についても査定を実施する。

4. その他

- ・「小海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に伴い、事業の拡充など新たな重要課題については、課を超えて連絡を密にし、十分に検討し何が予算計上できるか検討の上判断すること。
- ・コロナ禍において新たな時代を見据え、未来を先取りする社会変革に取り組む必要がある。そのためには職員一人ひとりが認識し、業務改善に積極的に取り組むとともに、今後も感染症対策に係る新たな国と県の経済財政運営の動向に注視し、情報収集に努め、迅速かつ的確な対応を図ること。
- ・議会及び監査委員からの指摘、要望事項、並びに町民からの要望等については特に留意し緊急性、必要性を十分検討すること。